


報告第9号

専決処分の報告について（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年7月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第10号

専決処分書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月20日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年4月27日 午後5時頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市伊奈東35番81地先
市道13231号線
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 相手方は、事故発生場所を普通自動車で走行した際、車両右後輪で道路側溝グレーチング蓋の端を踏み、荷重が加わったため、反動で蓋1枚が跳ね上がり、車両右後方バンパー等を破損した。
- 5 損害賠償額 135,740円
- 6 市の過失割合 100%